

令和6年1・2月に実施した定期監査等の結果及び 指摘事項に対する改善措置状況を公表しました

以下の通り、令和6年1月・2月に実施した定期監査等の結果及び指摘事項に対する改善措置状況を公表しました。

1 内容

(1)定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

財政局税務部税制課ほかの部署において、令和5年4月1日から令和5年11月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

② 監査の期間

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(2)財政援助団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

岡山市国際交流協議会ほか1団体における令和4年度の岡山市からの補助金に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(3)出資団体監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

公益財団法人岡山文化芸術創造における令和4年度の出納その他の事務

② 監査の期間

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(4) 公の施設の指定管理者監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

山上エコ交流館管理委員会における令和4年度の公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

② 監査の期間

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(5) 随時監査(財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査)の結果について

① 監査の対象及び範囲

市民協働局市民協働部国際課ほか4課の令和4年度における所管課業務

② 監査の期間

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(6) 指摘事項に対する改善措置状況について

① 令和5年11, 12月実施定期監査分(保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課)

② 令和5年11, 12月実施定期監査分(保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課)

③ 令和5年11, 12月実施定期監査分(岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課)

④ 令和5年11, 12月実施定期監査分(水道局総務部お客様センター)

⑤ 令和5年11, 12月実施定期監査分(市場事業部)


【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 山本・吉川 直通086-803-1552 内線4564・4567

岡山市監査委員公表第10号

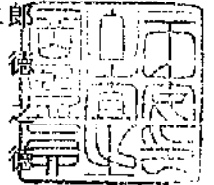
地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和6年1、2月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和6年4月22日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	土	居	幸徳	
同	藤	原	哲	
同	福	吉	智徳	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 藤原哲智
同 福吉智徳



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和6年1、2月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

財政局	税務部	税制課 課税管理課 収納課 料金課 北区市税事務所 中区市税事務所
北区役所		総務・地域振興課 一宮地域センター 津高地域センター 高松地域センター 吉備地域センター 足守地域センター
中区役所		総務・地域振興課 市民保険年金課 農林水産振興課 地域整備課 富山地域センター
都市整備局	都市・交通部 道路部 住宅・建築部	庭園都市推進課 道路予防保全課 公共建築課 住宅課

北区選挙管理委員会
中区選挙管理委員会

北区選挙管理委員会事務局
中区選挙管理委員会事務局

前記の課等において、令和5年4月1日から令和5年11月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 収入事務について

ア① 市税収納率（決算）は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の影響はあったものの、令和4年度までは総じて向上しているが、令和5年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、市税において20億1,527万円余（収納率21.6%）、返納金において3万円余（収納率57.1%）認められたので、自主財源の確保、負担の公平を期するうえからも、適切な徴収計画のもと、これらの解消に向けて格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

ア② 前年度の返納金の収納事務の一部について、今年度になって手続きされており、債権管理に不備が認められたので、適正な債権管理を行われたい。

（収納課）

イ 令和2年度から令和4年度における料金課で扱う国民健康保険料（税）等の収納率（決算）は総じて向上しているが、令和5年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、保育所運営費負担金等において4,943万円余（収納率17.0%）、国民健康保険料（税）において12億4,305万円余（収納率18.3%）、介護保険料において9,154万円余（収納率19.3%）、後期高齢者医療保険料において4,030万円余（収納率31.2%）、下水道事業負担金等において367万円余（収納率42.8%）認め

られた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(料金課)

ウ 令和5年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、公営住宅使用料において1億444万円余(収納率3.8%)、市営住宅敷地内自動車保管場使用料において88万円余(収納率11.1%)、貸地料において4万円余(収納率0%)、浄化槽共益費収入において43万円余(収納率0%)、損害賠償金において2,769万円余(収納率1.2%)認められた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないように要望する。

(住宅課)

【資料】

収納課

収 入 状 況

市税の滞納繰越分の収入状況

(令和5年11月30日現在)

区分		調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		円	円	円	%
市民税	個人	1,557,313,720	329,297,453	1,228,016,267	21.1
	法人	160,057,240	18,704,259	141,352,981	11.7
固定資産税		631,401,731	153,824,766	477,576,965	24.4
軽自動車税		81,691,783	13,354,331	68,337,452	16.3
入湯税		348,880	237,000	111,880	67.9
事業所税		13,218,620	8,818,698	4,399,922	66.7
都市計画税		126,103,804	30,627,688	95,476,116	24.3
市税合計		2,570,135,778	554,864,195	2,015,271,583	21.6

返納金の滞納繰越分の収入状況

(令和5年11月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
返納金(滞納繰越分)	86,891	49,578	37,313	57.1

料金額

収 入 状 況

(一般会計)

(令和5年11月30日現在)

目	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
民生費負担金	保育所運営費負担金(私立分)(滞納繰越分)	円 28,585,942	円 5,384,810	円 23,201,132	% 18.8
	認定こども園使用料(滞納繰越分)	3,509,102	1,040,903	2,468,199	29.7
	保育所使用料(滞納繰越分)	27,456,894	3,694,198	23,762,696	13.5
滞納繰越分計		59,551,938	10,119,911	49,432,027	17.0

(国民健康保険費特別会計)

(令和5年11月30日現在)

目	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
一般被保険者国民健康保険料	滞納繰越分(医療給付費分)	円 1,036,925,355	円 189,516,128	円 847,409,227	% 18.3
	滞納繰越分(後期高齢者支援金分)	339,369,781	61,989,580	277,380,201	18.3
	滞納繰越分(介護納付金分)	139,304,517	25,556,240	113,748,277	18.3
退職被保険者等国民健康保険料	滞納繰越分(医療給付費分)	1,903,986	281,285	1,622,701	14.8
	滞納繰越分(後期高齢者支援金分)	585,348	92,652	492,696	15.8
	滞納繰越分(介護納付金分)	499,465	93,463	406,002	18.7
一般被保険者国民健康保険税	滞納繰越分(医療給付費分)	1,784,376	0	1,784,376	0
	滞納繰越分(介護納付金分)	90,237	0	90,237	0
退職被保険者等国民健康保険税	滞納繰越分(医療給付費分)	119,871	0	119,871	0
	滞納繰越分(介護納付金分)	4,508	0	4,508	0
滞納繰越分計		1,520,587,444	277,529,348	1,243,058,096	18.3

(介護保険費特別会計)

(令和5年11月30日現在)

目	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
第1号被保険者保険料	滞納繰越分普通徴収保険料	円 113,395,454	円 21,850,001	円 91,545,453	% 19.3

(後期高齢者医療費特別会計)

(令和5年11月30日現在)

目	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
後期高齢者医療保険料	滞納繰越分普通徴収保険料	円 58,571,767	円 18,270,943	円 40,300,824	% 31.2

(下水道事業会計)

(令和5年11月30日現在)

目	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
負担金等	下水道事業負担金(公共)(過年分)	円 5,045,413	円 2,277,053	円 2,768,360	% 45.1
	下水道事業負担金(特環)(過年分)	1,086,000	175,000	911,000	16.1
	分担金(農集)(過年分)	300,000	300,000	0	100
滞納繰越分計		6,431,413	2,752,053	3,679,360	42.8

住宅課

収 入 状 況

(令和5年11月30日現在)


細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
公営住宅使用料（滞納繰越分）	円 108,626,189	円 4,176,470	円 104,449,719	% 3.8
市営住宅敷地内自動車保管場所 使用料（滞納繰越分）	995,700	110,600	885,100	11.1
貸地料（滞納繰越分）	42,000	0	42,000	0
浄化槽共益費収入（滞納繰越分）	436,001	0	436,001	0
損害賠償金（滞納繰越分）	28,045,706	346,760	27,698,946	1.2

?

岡山市監査委員公表第11号

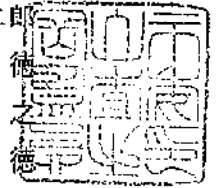
地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和6年1,2月実施財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和6年4月22日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	藤	原	哲	
同	福	吉	智	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 藤原哲之
同 福吉智徳



財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

(1) 岡山市国際交流協議会

(岡山市国際交流協議会補助金)

(2) 公益社団法人おかやま観光コンベンション協会

(おかやま観光コンベンション協会運営負担金)

令和4年度における財政援助に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

岡山市の対象事業が、交付目的どおりに適正かつ効率的に執行されているかどうか等を主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和4年度における財政援助に係る出納及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、事業は計画及び交付条件に従って実施されているものと認められた。

また、事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

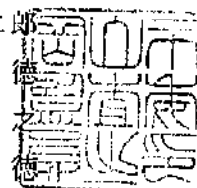
なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和6年1、2月実施出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

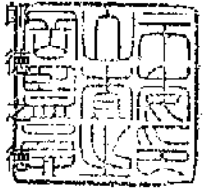
令和6年4月22日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸
同 藤 原 哲
同 福 吉 智



岡山市長 大森雅夫 様

岡山市監査委員 重松 浩二
同 土居 幸
同 藤原 哲
同 福吉 智



出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

公益財団法人岡山文化芸術創造

令和4年度における出納事務及びその他出納に関連する事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記団体の事業運営が、出資目的に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証拠突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和4年度における出資事務及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、法人運営及び事業は、出資目的にのっとり実施されており、経営状況については良好であると認められた。


また、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第13号

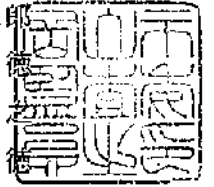
地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和6年1、2月実施公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和6年4月22日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	藤	原	哲	
同	福	吉	智	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸徳
同 藤原哲之
同 福吉智徳



公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

山上エコ交流館管理委員会
（岡山市山上エコ交流館）

令和4年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和4年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設は適切に管理されており、協定書や仕様書等に基づく義務の履行はおおむね適切に行われているものと認められた。


また、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第14号

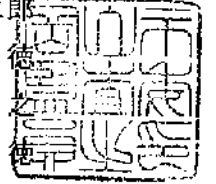
地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（令和6年1、2月実施財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査）の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和6年4月22日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	藤	原	哲	
同	福	吉	智	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩一郎
同 土居幸徳
同 藤原哲智
同 福吉智



随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査）の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助団体 監査	市民協働局市民協働部 国際課	岡山市国際交流協議会	岡山市国際交流 協議会補助金
	産業観光局観光部観光 振興課 産業観光局観光部プロ モーション・MICE推 進課	公益社団法人おかやま 観光コンベンション協 会	公益社団法人お かやま観光コン ベンション協会 運営負担金
出資団体監査	市民生活局スポーツ文 化部文化振興課	公益財団法人岡山文化 芸術創造	団体に対する出 資者としての指 導監督業務
公の施設の 指定管理者監査	環境局環境施設部環境 施設課	山上エコ交流館管理委 員会	岡山市山上エコ 交流館管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和6年1、2月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の令和4年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証拠突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 補助金等の執行に係る所管課業務について

令和4年度における補助金等の執行に係る所管課業務について、関係書類等を予備監査した。その結果、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

(2) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和4年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について、関係書類等を予備監査した。その結果、適正に処理されていた。

(3) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和4年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を予備監査した。その結果、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

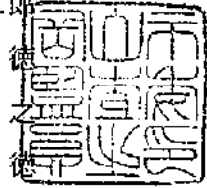
なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第15号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年4月22日

岡山市監査委員 重 松 浩二郎
同 土 居 幸 徳
同 藤 原 哲 智
同 福 吉 智 徳



岡地ケ第617号
令和6年3月11日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和5年11月、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和5年11、12月実施分）

地域包括ケア推進課

指摘事項

1 収入事務について

令和5年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、老人福祉施設措置費負担金（特別養護老人ホーム分）において71万円余（収納率12.1%）認められました。

今後とも、この解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

1 収入事務について

老人福祉施設措置費負担金（特養分）滞納繰越分のうち、令和6年1月31日現在収入未済となっているものは、本人は死亡しており、虐待の当事者たる家族による納付は極めて困難なところですが、文書等による催告を行う等、関係法令に則った適正な滞納整理・債権管理を行ってまいります。

なお、今後の措置にあたっては、成年後見人選任手続きを迅速に行う等、滞納繰越を生じさせない業務執行に努めます。

○令和5年9月30日現在

目	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
民生費負担金	老人福祉施設措置費負担金 （特別養護老人ホーム分） （滞納繰越分）	円 807,649	円 97,559	円 0	円 710,090	% 12.1


○令和6年1月31日現在

目	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
民生費負担金	老人福祉施設措置費負担金 （特別養護老人ホーム分） （滞納繰越分）	円 807,649	円 298,823	円 0	円 508,826	% 37.0

岡山市監査委員公表第16号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年4月22日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	藤	原	哲	
同	福	吉	智	

岡高第1604号
令和6年3月22日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和5年11、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和5年11、12月実施分）

高齢者福祉課

指摘事項

○ 収入事務について

令和5年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、老人福祉施設措置費負担金（市立分）において70万円余（収納率4.2%）、老人福祉施設措置費負担金（委託分）において29万円余（収納率13.6%）、貸地料において1千円余（収納率0%）、高齢者住宅整備資金貸付金元利収入において11万円余（収納率10.8%）、生活援助員派遣事業徴収金において3万円余（収納率0%）、私用電話料において14万円余（収納率2.7%）、介護保険費特別会計の生活援助員派遣事業徴収金において38万円余（収納率0%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

- 1 老人福祉施設措置費負担金（市立分、委託分）の滞納分については、生活困窮のため納付が困難な滞納者が多い現状がありますが、文書等による催告を積極的に行うとともに、分納等の相談に応じるなどきめ細かい対応を行います。

なお、同負担金（市立分、委託分）のうち、養護老人ホームへの入所者本人が負担する負担金については、納付を施設の管理のもとに行うよう勧めることで、新たな滞納が発生しないようにしているところです。

- 2 高齢者住宅整備資金貸付金元利収入、生活援助員派遣事業徴収金、私用電話料及び介護保険費特別会計の生活援助員派遣事業徴収金の滞納繰越分については、電話や訪問、文書による催告など徴収事務を行っていますが、生活困窮のため納付が困難な滞納者が多く、引き続き分納等の相談に応じるなどきめ細かい対応を行います。また、本人が死亡していたり、居所が不明な事例も増えていますので、その対応についても順次進めていきながら、今後とも収納率向上と新たな滞納が発生しないように努めます。

(参考)

(一般会計)

(令和5年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
老人福祉施設措置費負担金(市立分)(滞納繰越分)	732,800	30,800	702,000	4.2
老人福祉施設措置費負担金(委託分)(滞納繰越分)	346,278	47,117	299,161	13.6
貸地料(滞納繰越分)	1,881	0	1,881	0
高齢者住宅整備資金貸付金元利収入(滞納繰越分)	129,074	14,000	115,074	10.8
生活援助員派遣事業徴収金(滞納繰越分)	34,300	0	34,300	0
私用電話料(滞納繰越分)	149,707	4,030	145,677	2.7

(介護保険費特別会計)

(令和5年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
生活援助員派遣事業徴収金(滞納繰越分)	389,700	0	389,700	0

(一般会計)

(令和6年1月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
老人福祉施設措置費負担金(市立分)(滞納繰越分)	732,800	30,800	702,000	4.2
老人福祉施設措置費負担金(委託分)(滞納繰越分)	346,278	150,717	195,561	43.5
貸地料(滞納繰越分)	1,881	0	1,881	0
高齢者住宅整備資金貸付金元利収入(滞納繰越分)	129,074	62,000	67,074	48.0
生活援助員派遣事業徴収金(滞納繰越分)	34,300	0	34,300	0
私用電話料(滞納繰越分)	149,707	5,030	144,677	3.4

(介護保険費特別会計)


(令和6年1月31日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
生活援助員派遣事業徴収金(滞納繰越分)	389,700	5,064	384,636	1.3

岡山市監査委員公表第17号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年4月22日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	土	居	幸徳	
同	藤	原	哲智	
同	福	吉	徳	

岡地字第1214号
令和6年3月21日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和5年11、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和5年11、12月実施分）

地域子育て支援課

指摘事項

○ 収入事務について

令和5年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、放課後児童クラブ使用料において562万円余（収納率8.9%）、放課後児童クラブ利用者徴収金において150万円余（収納率11.4%）認められました。

運営形態の変更に伴う影響で、収入未済額は増加し、収納率は低下している状況にあります。今後も収入未済額の増加が懸念されるところであり、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

1 滞納者に対しては、従来から文書および電話による催告を行っており、その際、滞納者の状況によって分納の相談に応じるなど個別の対応も行い、徴収に努めております。

現在は、改めて過年度および現年度の滞納者（213人）全員に対して、電話による一斉催告を行っており、令和5年度内に終える見込みです。電話で納付を促すとともに、その後も納付がない滞納者に対しては、継続的に催告を行ってまいります。

また、今後、新たに滞納が発生した場合は、速やかに電話等で納付を促し、滞納が累積しないよう初期対応に尽力いたします。

2 現年度分の滞納者で、口座振替の手続きや使用料の減免対象であるにもかかわらず申請手続きができていない者に対しては、この度の電話による催告の際、手続きの説明や勧奨などきめ細やかな対応を個別に行い、納付の促進、滞納額の縮減及び滞納発生防止に尽力いたします。

3 催告に応じない高額滞納者に対しては、直接面談により納付を促すとともに、簡易裁判所に支払督促の申立を行うなどの法的措置の実施について検討を進めてまいります。

4 使用料の滞納者に対しては、児童手当法第21条に基づく保護者からの申し出により児童手当を使用料の支払いに充てることができる、申出徴収の導入について検討を進めてまいります。

5 滞納者に対しては、継続利用を不可とするなどの利用制限導入について、他都市の状況等を踏まえて研究を進めてまいります。

(参考)

(令和5年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済	収納率
放課後児童クラブ使用料（滞納繰越分）	円 6,179,200	円 549,900	円 5,629,300	% 8.9
放課後児童クラブ利用者徴収金（滞納繰越分）	1,699,100	193,800	1,505,300	11.4


(令和6年2月29日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済	収納率
放課後児童クラブ使用料（滞納繰越分）	円 6,179,200	円 638,400	円 5,540,800	% 10.3
放課後児童クラブ利用者徴収金（滞納繰越分）	1,699,100	215,800	1,483,300	12.7

岡山市監査委員公表第18号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年4月22日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	藤	原	哲	
同	福	吉	智	

岡水お起第391号
令和6年3月14日

岡山市監査委員 様

岡山市水道事業管理者
水道局長 栗原 諭

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和5年11, 12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和5年11・12月実施分）

水道局お客様センター

指摘事項

(1) 収入事務について

- 令和5年9月30日現在、過年度未収給水収益において収入未済額が1,822万円余（収納率98.3%）認められた。
今後とも、未収金の解消に格段の努力をされたい。
なお、現年度分についても、滞納が生じないように要望する。

改善措置状況

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入や仕事が無くなり水道料金の支払困難者が続出した。水道局は分割納入や支払期限の延長による未収金の回収を行ってきた。コロナの影響は脱しつつあるが引続き未収金の早期回収に努める。
未収金解消には、厳しい現況ではあるが、委託業者に対する監督・指導強化及び連携を深めながら、次の具体的な取組みを推進する。
※検針及び料金徴収業務を民間委託している。

《具体的な取組み》

- ① 令和5年4月からスマートフォン決済の拡充（2社→9社）、クレジットカード決済を導入した。料金の支払方法の拡充により、自主納付、早期納入の推進を図る。
- ② 水道使用者に対して転出入時の届出を行うように周知を図る。さらに、無届使用の早期発見、無届転出者の転居先調査により料金回収に努める。
- ③ 悪質、高額滞納者は、委託業者から随時交渉・督促状況を聞き、対応策を協議する。また、委託業者と連携して給水停止の強化、支払督促など法的措置を講ずることにより、料金回収に努める。

【参考資料】 過年度繰越分の収入率

(単位：円)

	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	調定額減額分 D	収入未済額 A-B-C-D	過年度繰越分 収入率
R5.9月末	1,207,465,437	1,187,257,201	1,749,313	237,417	18,221,506	98.3%
R6.2月末	1,207,465,437	1,189,351,709	2,844,055	238,497	15,031,176	98.5%

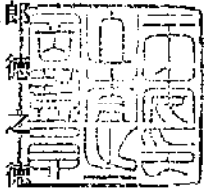
※調定額は、令和5年4月1日現在の過年度分の未収給水収益額

※調定額減額分は、漏水修理、水道メーター異常等による減額

岡山市監査委員公表第19号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年4月22日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	土	居	幸徳	
同	藤	原	哲智	
同	福	吉	智徳	

岡市場事第652号
令和6年3月14日

岡山市監査委員 様

岡山市市場事業管理者 國米 哲司

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和5年11月、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



(別紙)

定期監査の指摘事項の改善措置状況 (令和5年11, 12月実施分)

市場事業部

【指摘事項】

○ 収入事務について

令和5年9月30日現在、過年度分の営業収益における収入未済額が、合計で1,186万円余(収納率66.8%)認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分においても、滞納が生じないように要望します。

【改善措置状況】

従来より、過年度分の収入未済額については滞納者に対して継続的に連絡を取って、納付相談にも応じながら早期納付を促しています。滞納が長期間にわたる者については顧問弁護士に委任して財産差押え等の法的措置も活用しつつ滞納整理を進めているところです。

引き続き過年度分の収入未済額の解消に一層の努力をしてまいりますとともに、現年度分についても早期の納付奨励等を行い、滞納繰越を生じないように努めてまいります。

(参考)

◆過年度分の営業収益における未収金の収入状況 (令和5年9月30日現在)

項目	期首残高	収入済額	収入未済額	収納率	
	円	円	円	%	
未収金(過年度分の営業収益)	35,706,683	23,844,782	11,861,901	66.8	
(内訳)	売上高割使用料(過年度分)	11,235,215	11,234,454	761	100.0
	施設使用料(過年度分)	16,223,230	8,401,108	7,822,122	51.8
	電気料(過年度分)	6,231,044	3,516,728	2,714,316	56.4
	水道料(過年度分)	1,970,514	645,812	1,324,702	32.8
	その他(過年度分)	46,680	46,680	0	100

◆過年度分の営業収益における未収金の収入状況 (令和5年12月31日現在)

項目	期首残高	収入済額	収入未済額	収納率	
	円	円	円	%	
未収金(過年度分の営業収益)	35,706,683	25,614,297	10,092,386	71.7	
(内訳)	売上高割使用料(過年度分)	11,235,215	11,234,454	761	100.0
	施設使用料(過年度分)	16,223,230	10,034,733	6,188,497	61.9
	電気料(過年度分)	6,231,044	3,647,802	2,583,242	58.5
	水道料(過年度分)	1,970,514	650,628	1,319,886	33.0
	その他(過年度分)	46,680	46,680	0	100

※期首残高は、前年度末における過年度分収入未済額と現年度分収入未済額の合計